

琉球大学目標管理型自己点検に基づく教員活動評価に係る基本方針

〔平成 20 年 1 月 22 日
制 定〕

琉球大学（以下「本学」という。）は、「自由平等，寛容平和」という建学の精神，「真理の探究」，「地域・国際社会への貢献」，「平和・共生の追求」という基本理念および自らの根本規範である「大学憲章」を尊び，地域特性と国際性を併せ持ち，世界水準の教育研究を創造する大学の確立に向け，たゆまぬ研鑽を重ねなければならない。

そのためには，教員が自らの活動目標を掲げ，その実現のために活力ある取組を積極的に推進しなければならない。その一助として，教員としての活動を定期的に自己点検し，他者からの評価を通して，活動の改善を継続的に実施することが求められる。また，自己点検した教員活動結果を社会へ公表することは，国立大学法人としての説明責任を果たす取組の一つといえる。

以上のことから，教員活動における自己点検・評価のあり方を以下のとおり定める。

1. 目的

本学の教員が目標を持って自らの活動に臨むとともに，その活動を定期的に自己点検し，他者からの評価を通して，教員活動の自己改善を行う。さらに教員活動の自己点検結果を社会へ公表し，説明責任の遂行を図る。

2. 評価対象の教員

本学の教授，准教授，専任の講師，助教及び助手とする。

3. 評価の方法

個々の教員の主体性を尊重するため，教員本人の自己点検に基づき，評価者が定性的に評価するとともに，4段階による総括評価を行う。

4. 評価の主体

(1) 評価は，学科長及び課程長等が行う。

(2) 学科長及び課程長等が一人で評価しがたい場合には，学科長及び課程長等は自らの指名により別に評価補助者を設けることができる。

5. 評価の基本活動業務

(1) 評価の基本活動業務は，「教育・学生支援」，「研究」，「社会貢献」及び「管理運営」とする。ただし，診療業務に携わっている教員については，「診療」の業務を加えるものとする。

(2) それぞれの業務に費やす時間的割合を勘案し，各業務をウェイト化する。

(3) どの業務に属するか判断しがたい場合には，評価者と当該教員が協議の上，決定する。

6. 評価の時期

評価は，毎年度末に実施する。

7. 評価の実施体制

- (1) 評価の実施管理は、部局等の長が行う。
- (2) 評価の全学的な方針や企画の調整は、大学評価 I R マネジメントセンターが所掌する。

8. 評価結果の用途

- (1) 年度末自己点検結果については、学内外へ公表する。ただし、評価者による評価結果は非公表とする。
- (2) 部局等の長は、評価者による評価結果を長期研修の可否等、教員の諸活動へのインセンティブを向上させるために活用することができる。ただし、教員の給与には反映させないものとする。
- (3) 部局等の長は、評価者による評価結果を当該部局内における教員の活動業務ウェイトの調整に活用することができる。
- (4) 大学評価 I R マネジメントセンター長は、評価者による評価結果を統計上活用することができる。

附 則

この教員業績評価は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 1 月 24 日）

この基本方針は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 22 日）

この基本方針は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 3 日）

この基本方針は、平成 29 年 4 月 3 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。